学校管理下で怪我等をした場合の災害共済給付金の請求手続きについて

平素より荒川区の教育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、荒川区では、学校管理下(登下校含む)で発生する不慮の災害に備えて、災害共済給付制度に加入しています。学校管理下で発生した怪我等で医療機関を受診された場合、請求手続きを行うことにより、医療費総額(健康保険適用の10割分)の1割が保護者の方へ見舞金として給付されます。

つきましては、学校管理下で怪我等をし医療機関を受診された場合は、必ず学校にご連絡いただき、 お手続きをお願いいたします。(子ども医療証を利用し、本人負担が生じていない場合でもご連絡をお 願いします。)

記

<災害共済給付金の制度内容>

給付の対象	学校管理下での怪我等の治療に要した <u>医療費総額(※)が5,000円(診療点数500点)以上</u> である場合、給付の対象となります。 ※ 医療費総額とは各保険組合負担の7割分と子ども医療証負担分の3割分をあわせた総額です。 保険外診療(差額ベッド代等)・交通費等は給付対象となりません。 ※ 治癒するまでの医療費総額(10割)が5,000円(診療点数500点)以上のものが対象となりますので、領収書や診療費明細でご確認ください。 ※ 生活保護を受給されている方は給付の対象となりません。(ただし、後遺障害が残る場合は給付対象となる場合がありますので、学校までご相談ください。)
給付内容	医療費総額の1割にあたる金額を、 災害共済給付金の見舞金として給付します。 <i>例)診療点数が1,000点(医療費総額1万円)で子ども医療証を利用した場合、1,000円の見舞金が給付されます。</i> ※ただし、子ども医療証を利用せず、病院窓口で本人負担分の3割をお支払いただいた場合は、その分も合わせて給付します。 【子ども医療証の利用で病院窓口での本人負担加入保険組合負担 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「災害給付金として保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「当り見報金が給付】 「おります。」 「次言を表現して保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「おります。」 「おります。」 「次言を表現して保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「おります。」 「次言を表現して保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「おります。」 「おります。」 「おります。」 「次言を表現して保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「おります。」 「おります。」 「次言を表現して保護者の方へ1割の見舞金が給付】 「おります。」 「おりまする」 「おります。」 「おりまする」 「おりまする。」 「おりまする」 「おりまする」 「おりまする」 「おりまする」 「おりまする」 「おりまする」 「おりまする」 「お
請求手続き	(1)学校へ医療機関を受診したことを連絡する。 (2)学校から必要書類を受け取り、医療機関の証明を受ける。 また、子ども医療証を利用した場合は、保護者が同意書を記入する。 (3)学校へ記入済みの書類を提出する。



<問合せ先>

災害共済給付金制度について 教育委員会学務課学事第二係 03-3802-3111(内線3336~3338)